



島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第30号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

選管告示

島根県議会議員一般選挙の実施	1
島根県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者	2
島根県議会議員一般選挙における選挙長の勤務場所	2
島根県議会議員一般選挙における投票用紙等の様式	3
島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の表示板等の配色	8
島根県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	8
島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における投票用紙を区別して交付する投票所での投票の順序	9
島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における開票を同時に行わない開票所での開票の順序	9
島根県議会議員一般選挙における届出等に関し島根県選挙管理委員会が指定する場所	9
島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色	10
島根県議会議員一般選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色	10
島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色	10
島根県議会議員一般選挙における選挙会の事務と開票の事務を併せ行わない開票区	10
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	11

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第43号

任期満了による島根県議会議員一般選挙を次のとおり行う。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

投票を行うべき日 平成19年4月8日

選挙すべき議員の数

選挙区	議員の数	選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
八 束	1人	隠 岐	1人	大 田	2人
仁 多	1人	松 江	10人	安 来	2人
簸 川	1人	浜 田	3人	江 津	1人
邑 智	1人	出 雲	7人	雲 南・飯 石	3人
鹿 足	1人	益 田	3人		

島根県選挙管理委員会告示第44号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

選挙区	選挙長氏名	住 所	職務代理者氏名	住 所
八束	大場 利信	簸川郡斐川町大字中洲1175番地	米原 邦夫	安来市大塚町260番地
仁多	小林 正治	松江市古曾志町567番地210	福間 廣明	雲南市大東町北村489番地
簸川	安部 節朗	雲南市木次町木次798番地11	木色 健二	雲南市木次町木次739番地10
邑智	竹田 史朗	大田市大田町大田口700番地2	渡里 賢治	江津市敬川町1718番地8
鹿足	山田 忍	浜田市殿町71番地12	寺田 康憲	益田市土田町443番地
隠岐	清水 義史	隠岐郡隠岐の島町城北町49番地	西村 利夫	隠岐郡隠岐の島町下西567番地1
松江	堀内 伊助	松江市上乃木九丁目25番21号	落部 厚志	松江市上乃木二丁目9番3号
浜田	矢富 俊春	浜田市三隅町三隅1048番地	梅谷 誠一	浜田市三隅町湊浦107番地
出雲	来海 弘明	出雲市大津朝倉一丁目14番地55	児玉 俊雄	出雲市稗原町1196番地
益田	城市 知幸	益田市須子町18番11号	大達 務	益田市中須町512番地1
大田	宮脇 幸好	大田市静間町1325番地3	堀 和久	大田市久手町刺鹿2621番地3
安来	佐伯 邦彦	安来市安来町1156番地2	梅瀬 繁人	安来市伯太町東母里1469番地
江津	井上 淳太郎	江津市渡津町502番地1	小林 裕行	江津市嘉久志町イ1091番地12
雲南・飯石	小林 正治	松江市古曾志町567番地210	福間 廣明	雲南市大東町北村489番地

島根県選挙管理委員会告示第45号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

八束選挙区島根県議会議員選挙選挙長	松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎
仁多選挙区島根県議会議員選挙選挙長	雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎
簸川選挙区島根県議会議員選挙選挙長	出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎
邑智選挙区島根県議会議員選挙選挙長	邑智郡川本町大字川本279番地 川本合同庁舎
鹿足選挙区島根県議会議員選挙選挙長	益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎
隠岐選挙区島根県議会議員選挙選挙長	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地 隠岐合同庁舎
松江選挙区島根県議会議員選挙選挙長	松江市末次町86番地 松江市役所
浜田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	浜田市殿町1番地 浜田市役所
出雲選挙区島根県議会議員選挙選挙長	出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎
益田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	益田市常磐町1番1号 益田市役所
大田選挙区島根県議会議員選挙選挙長	大田市大田町大田口1111番地 大田市役所
安来選挙区島根県議会議員選挙選挙長	安来市安来町878番地2 安来市役所
江津選挙区島根県議会議員選挙選挙長	江津市江津町1525番地 江津市役所
雲南・飯石選挙区島根県議会議員選挙選挙長	雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎

島根県選挙管理委員会告示第46号

平成19年 4 月 8 日行う島根県議会議員一般選挙における投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

投票用紙

表
折目

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色合成紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候 </td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	<small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候		<p style="text-align: center;">平成十九年四月八日執行 島根県議会議員一般選挙投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 島根県選 挙管理委 員会之印 </div> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
<small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候			

点字用投票用紙

表
折目

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は赤色刷りとし、点線枠の部分に「県議」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「ケングキ」と表示したものを貼付する。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候 </td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	<small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 点字投票 </div> <p style="text-align: center;">平成十九年四月八日執行 島根県議会議員一般選挙投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 島根県選 挙管理委 員会之印 </div> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
<small>めい し しゃ ほ ごう</small> 氏 者 補 候			

仮投票用封筒

表

仮 投 票

島根県選挙管理委員会之印

投票者 氏 名

投票所

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

投票用封筒

表

平成19年 4月 8日 執行
 島根県議会議員一般選挙
 不在者投票
 （外封筒）

島根県選挙管理委員会之印

投票者 氏 名

投票区名

選挙人名簿登録番号

男女別

男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

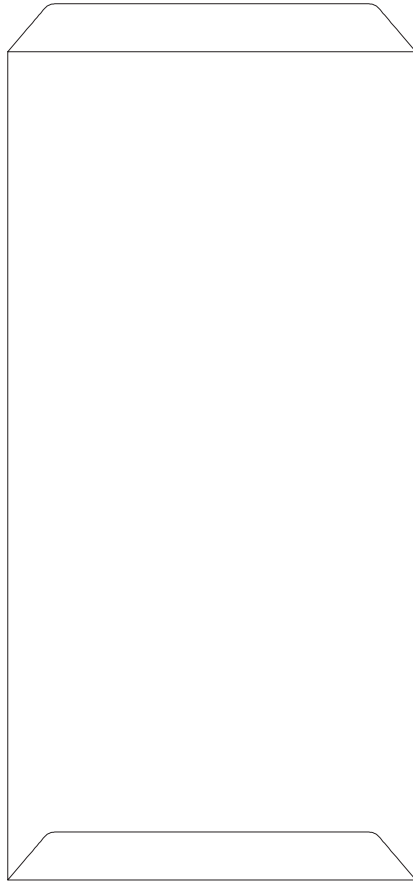
投票年月日 平成 年 月 日
 不在者投票管理者（職・氏名）
 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長（何々）船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載すること。）

投票場所 何の場所

立会人 氏 氏 氏 氏 名 名

内封筒（投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通）

（内封筒）
注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえで、
外封筒に入れてさらに封をしてください。



備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

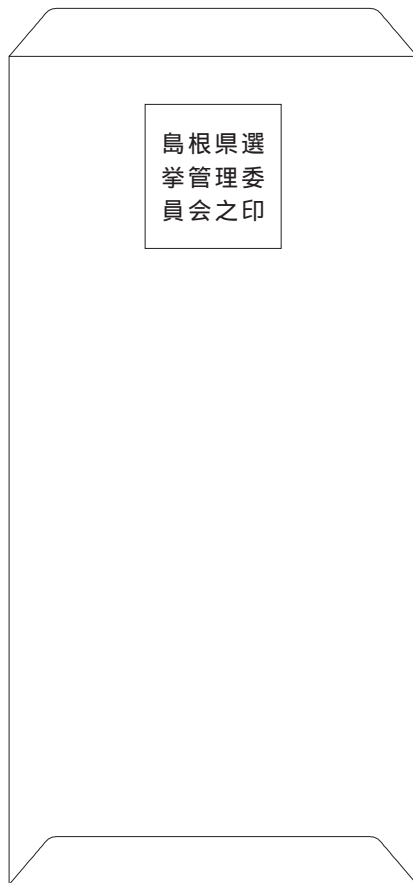
郵便等による不在者投票における投票用封筒

外封筒

平成19年4月8日執行
島根県議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票
（外封筒）

投票記載年月日 平成何年何月何日
投票記載場所 何 郡市 何 町 何 番地
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。
投票者 氏 名
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女



島根県選挙管理委員会之印

外封筒（代理記載人による場合）

平成19年 4月 8日 執行
島根県議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票

（外封筒）

代理記載用	投票区名	投票記載年月日	平成何年何月何日
投票記載場所	何 郡 何 町 何 番地	投票者	氏 名
右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投票の記載をさせました。	代理記載人	氏 名	氏 名

注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書いてください。

島根県選
挙管理会之印

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（中厚口）上質紙とする。ただし、代理記載用である旨の文字表示は緑色刷りとする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約八センチメートルとする。

特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒
外封筒

平成19年 4月 8日 執行
島根県議会議員一般選挙
不在者投票

（外封筒）

島根県選
挙管理会之印

投票者
氏 名

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票年月日 平成 年 月 日

投票場所 何の場所

不在者投票管理者（職・氏名）
何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること。）の長

立会人 氏 名

備考

- 一 印刷は、黒色刷りとし、用紙はあさぎ色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は、刷込式とする。
- 三 寸法は、縦約十八センチメートル、横約八センチメートルとする。

不在者投票証明書用封筒

裏	表
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印	注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出し てください。 開封すると不在者投票はできません。 選挙人 氏 名 不在者投票証明書在中

備考

一 印刷は、黒色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。

二 寸法は、縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第47号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成19年3月30日 午後6時

場 所 松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第48号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第49号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

選 挙 区	制 限 額	選 挙 区	制 限 額	選 挙 区	制 限 額
八 束	4,830,800円	隠 岐	5,531,300円	大 田	5,314,800円
仁 多	4,996,700円	松 江	5,200,500円	安 来	5,410,600円
簸 川	5,744,600円	浜 田	5,293,300円	江 津	5,760,900円
邑 智	5,538,100円	出 雲	5,299,300円	雲 南 ・ 飯 石	5,075,800円
鹿 足	5,082,100円	益 田	5,072,900円		

島根県選挙管理委員会告示第50号

平成19年 4 月 8 日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 島根県知事選挙の投票
- 2 島根県議会議員一般選挙の投票

島根県選挙管理委員会告示第51号

平成19年 4 月 8 日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、次のとおりとする。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 島根県知事選挙の開票
- 2 島根県議会議員一般選挙の開票

島根県選挙管理委員会告示第52号

平成19年 4 月 8 日行う島根県議会議員一般選挙において、県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和42年島根県選挙管理委員会規程第 3 号）により島根県選挙管理委員会が指定する場所は、平成19年 3 月30日午前 8 時30分から午後 5 時までの間に行う場所に限り次のとおりとする。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

松 江 選 挙 区	松江市役所内	松江市選挙管理委員会事務局
浜 田 選 挙 区	浜田市役所内	浜田市選挙管理委員会事務局
益 田 選 挙 区	益田市役所内	益田市選挙管理委員会事務局
大 田 選 挙 区	大田市役所内	大田市選挙管理委員会事務局
安 来 選 挙 区	安来市役所内	安来市選挙管理委員会事務局
江 津 選 挙 区	江津市役所内	江津市選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第53号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は青色とする。

島根県選挙管理委員会告示第54号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色を次のとおり定める。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

木地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第55号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

地模様 細紋

地模様の色 水色

島根県選挙管理委員会告示第56号

平成19年4月8日行う島根県議会議員一般選挙において、次に掲げる開票区の開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

開 票 区	選 挙 区
東出雲町の区域	八束選挙区
奥出雲町の区域	仁多選挙区
斐川町の区域	簸川選挙区
松江市の区域	松江選挙区
浜田市の区域	浜田選挙区
出雲市の区域	出雲選挙区
益田市の区域	益田選挙区
大田市の区域	大田選挙区
安来市の区域	安来選挙区
江津市の区域	江津選挙区

島根県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成19年 3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,063 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,188 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束選挙区 | 3,738 |
| 仁多選挙区 | 4,405 |
| 簸川選挙区 | 7,408 |
| 邑智選挙区 | 6,579 |
| 鹿足選挙区 | 4,748 |
| 隠岐選挙区 | 6,552 |
| 松江選挙区 | 52,227 |
| 浜田選挙区 | 16,787 |
| 出雲選挙区 | 39,336 |
| 益田選挙区 | 14,131 |
| 大田選挙区 | 11,364 |
| 安来選挙区 | 12,133 |
| 江津選挙区 | 7,474 |
| 雲南・飯石選挙区 | 14,166 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,188 |

